

申請にあたっての注意

- 次に掲げる許可の要件の項目全てを満たす場合にのみ許可申請をすることができます。
- 更新申請の場合、変更がなかった場合でもすべての書類を提出する必要がありますのでご注意ください。

○書類記載の注意点

書類番号	注 意 点
1	事業の区分欄は、「処分」と記載する
4	法務局が証明する「成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する」証明書の提出を求めます。登記されている場合は、精神機能の障がいの有無に関する診断書の提出を求めます。
9-1	所在地見取図は、国道（〇〇号線）から記載する
12	事務所等が賃貸借の場合は、貸借期間の記載があるもの

- 受付期限を厳守してください。
- 申請書類は、番号を書類右上に記載し、順に整理して提出してください。
- 申請には **4,000 円** の手数料が必要です。申請書類に不備がないか等を確認して、納付書を発行します。その後、市役所公金取扱所で納入することになりますので、土日祝日を除く **9時から14時30分まで** に環境政策課へ提出してください。
なお、納入後の手数料の還付（申請書提出後の申請取り下げや不許可となった場合でも）はいたしません。
- ※ 許可更新申請業者で実績報告書が未提出である場合、許可条件第 4 項により、許可の更新が出来ませんので、未提出分の実績報告書を至急提出してください。（実績がない月でも 0 を記入し提出すること。）

許可の要件

1. (申請者の資格)

- (1) 申請者が自ら事業を行うこと。
- (2) 諫早市の処理計画に適合する処理を行う旨を誓約すること。

2. (管理能力)

事業者は従事者に的確に業務を遂行させ、業務上必要な諸帳簿（事業計画、経営計画等）を整備するなど、業務を適切に執行するための必要な管理能力を有すること。

3. (欠格事項)

申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

4. (許可期間)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5の規定により、許可は2年間とする。

5. (報告)

排気ガス及びばい煙等については県への報告時に、その写しをもって報告すること。
受け入れた廃棄物の品目別に、月毎の取扱い数量を翌月10日までに報告すること。
特別な理由なく報告を怠った場合、許可を取り消すことがある。

6. (その他)

市税を滞納していないこと。
事務処理上の諸帳簿の整理及びその他詳細については、許可証交付時に指示、指導する。

一般廃棄物処分業許可申請書類一覧

項 目	番号
一般廃棄物処分業許可申請書（様式第 10 号）	1
事業計画書	2
本籍記載のある住民票の抄本（法人の場合は、定款又は寄付行為および登記簿謄本並びに役員全員の本籍記載のある住民票の抄本）	3
登記されていないことの証明書（法人の場合は役員全員）	4
申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない旨を記載した書類（誓約書）	5
申請者（法人の場合はその法人）の履歴書	6
受入事業所一覧	7
事業の用に供する施設の図面及び設計計算書	8
当該施設の所在地、構造及び附近の見取り図	9-(1)
施設の写真	9-(2)
焼却施設にあっては、排気ガス及び煤塵等の状況を明らかにする書類及び、焼却灰の処分状況を明らかにする書類(灰処分業者との契約書)	10
一般廃棄物処理施設設置許可証の写し	11
事務所、施設等の土地家屋賃貸契約書又は使用契約書の写し	12
事務所、施設等の名寄帳又は土地家屋所有証明書	13
市税の滞納がないことの証明書	14
一般廃棄物処分業許可申請手数料の領収書の写し（納付後）	-

※事務所等が賃貸等の場合は 1 2、自己所有の場合 1 3 を提出してください。

（注）申請の際は、本表の番号を書類の右上に記入して順に並べ、提出してください。

申請手数料（4, 000 円）は、申請時にご持参ください。

手数料については、市（環境政策課）で発行する納付書により、市役所内
 公金取扱所で納めていただきますので、申請提出の際は 9 時から 14 時 30 分
 までにご来庁ください。

様式第 10 号（第 10 条関係）

一般廃棄物処分業許可申請書

令和 年 月 日

諫早市長 様

住所

氏名

（法人の場合は主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の規定により、一般廃棄物処分業の許可・許可の更新を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業の 範囲	事業の区分	
	取り扱う廃棄物の種類	
	主たる事務所以外の事業所等の所在地	
	事業の用に供する施設の種類及び数量並びに処理能力（埋立処分場の場合は埋立地の面積及び容量）	
	最終処分以外の処分を行なう場合にあっては当該処分後の処理方法	

事業計画書

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあつては名称、代表者の氏名）
	（電話番号）
従業員数	
・従業員総数（役員含む）	人
・上記のうち諫早市内在住の者	人
事業概要	
事業計画	

誓 約 書

一般廃棄物処分業の許可申請に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号イからルまでに該当していないこと、「諫早市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、及び許可条件（裏面参照）並びに諫早市が定める処理計画を遵守して処理を行うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

諫早市長 様

許 可 条 件

- 1 事業者が自ら業務を行うこと。
- 2 処分する廃棄物は、本市内から発生する一般廃棄物であること。
- 3 処理施設は常に清潔を保持し、悪臭、汚水による被害、迷惑を及ぼさないようにすること。
- 4 許可を受けた事業の実施及び経営に関し市が報告を求めたときは、この履行を拒んではならない。
- 5 業務の実施に当たっては、諫早市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び関係法令を遵守しなければならない。
- 6 事業者は従事者に的確に業務を遂行させ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第7条第15項に規定する帳簿を備え、必要事項を記載し、5年間保存しなければならない。
- 7 申請記載事項及び業務内容等を変更したときは、廃掃法第7条の2の規定により変更の日から10日以内に届け出ること。
- 8 毎月の取り扱い数量を諫早市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第16条の規定により、翌月の10日までに報告すること。
- 9 廃掃法第7条第5項第4号イからルのいずれかに該当する時は、許可を取り消すものとする。
- 10 市税を滞納していないこと。
- 11 前各号に掲げる許可条件に違反した場合には、許可を取り消すことがある。

当該施設の所在地、構造及び附近の見取図

所在地	諫早市 町 番地			
構造	造 葺 階建			
面積	家屋	m ²	敷地	m ²
(見取図)				

施 設 写 真

設 置 場 所 全 景	
施 設 本 体	